

金沢美術工芸大学における点検・評価実施要綱

平成 22 年 4 月 1 日

要綱第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、金沢美術工芸大学の教育研究水準の向上及び活性化を図り、その目的及び社会的責任を果たすため、本学の教育研究等の活動状況について自ら実施する点検と評価（以下「点検評価」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(点検評価の実施)

第 2 条 点検評価は、全学においてのみ行うものとする。

(実施組織)

第 3 条 点検評価を行う組織として、自己点検・評価実施運営会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議の任務及び組織等については、別に定める。

(点検評価の実施項目)

第 4 条 点検評価の実施項目例は、別紙のとおりとする。

2 点検評価を行うに当たっては、前項の項目例から選択し、又は追加して行うものとする。

(実施時期)

第 5 条 点検評価は、毎年その年度について実施することを定例とする。ただし、点検評価の実施項目の性格その他の事由により、これに拠りがたい場合は変更することができる。

(報告書の作成・公表)

第 6 条 点検評価の結果は、毎年度末までに取りまとめ、経営審議会及び教育研究審議会の審議を経て、理事会の承認を受け、教授会に報告するとともに、学外に公表しなければならない。

(点検評価の活用)

第 7 条 理事長は、点検評価の結果に基づき、改善が必要と認められるものについては、その改善に努めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。